

○宇野真悟委員長

皆様、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

まず、本委員会が所管する各部課の事務概要の報告に入ります。

理事者におかれましては簡潔明瞭に、かつ懸案事項について重点的な報告をお願いします。

それでは、御配付しております資料に基づき、まず総合政策部、総務部、財務部の事務概要の報告を求めます。

○高井哲也総合政策部長

私から、総合政策部に関する事務概要について御説明いたします。事務概要の2ページをお願いいたします。総合政策部は企画課、成長戦略課、秘書課、広報広聴課の4課で構成されております。

2ページの1、各課別事務概要と職員数、2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりです。3ページをお願いいたします。3、各課別当面の懸案事項について、各課別に御説明させていただきます。

まず企画課ですが、1点目の自治基本条例の周知と進行管理につきましては、第5期自治基本条例推進委員会における検討、審議の結果、提出された建議書を基に、新たに周知方法等の検討に努めてまいります。

2点目の総合計画の推進と進行管理及び次期基本計画の策定につきましては、市が実施する事務事業について、PDCAサイクルの推進のため行政評価を実施するとともに、国の方針にひもづく形で定めている総合戦略の6つの戦略目標及び3つの横断目標で示された取組を推進してまいります。

また、総合計画における令和9年度からの第2期基本計画の策定に向けて総合計画審議会を開催し、基本計画案の作成を進めてまいります。

3点目のスマートシティの推進につつま

しては、産学官から成る岸和田市スマートシティ推進協議会の取組を進めるとともに、大阪府をはじめとする関係機関や企業等と連携し、本市が取り組める事業の実施に向け調整してまいります。

次に、成長戦略課でございます。1点目のふるさと寄附の拡大につきましては、国の示す運用基準に沿って、税外収入の確保や岸和田市の事業のPR等を目的に、より一層の新規返礼品、協力事業者の開拓等に努め、ふるさと寄附の拡大に向けた取組を進めてまいります。

2点目の東京事務所開設につきましては、首都圏における本市の魅力発信や関係人口の増加等の拠点として今年度内の東京事務所開設に向け、準備を進めてまいります。

3点目の地域ポイントプラットフォームの構築につきましては、プレミアム付商品券事業や健康ポイント等、様々な事業への活用を想定する事業電子ポイントの導入を目指し、プラットフォームを構築してまいります。

次に、秘書課につきましては、特に設定はいたしてございません。

次に、広報広聴課でございます。1点目のより効果的なシティセールスのあり方の検討につきましては、昨年度の調査で明確になった本市での暮らしに共感するターゲット層への効果的なアプローチに注力するとともに、動画・フォトコンテストの開催を通じて、市民による情報発信の機会創出に努めてまいります。

2点目の保有個人情報の安全管理措置への対応につきましては、改正個人情報保護法に基づく安全管理措置を確実に講じるため、昨年度実施した点検、監査の結果を踏まえ、引き続き漏洩等の防止に向けた安全管理体制のさらなる徹底に努めてまいります。

私からは以上です。

○谷口英樹総務部長

続きまして、総務部の事務概要について御説明申し上げます。4ページ、5ページをお願いいたします。

1、各課別事務概要と職員数及び2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。5ページの3、各課別当面の懸案事項につきまして、各課別に御説明申し上げます。

なお、庁舎建設準備課につきましては、別途庁舎建設特別委員会が設置されておりますので、ここでは庁舎建設準備課以外の各課につき御説明申し上げます。

まず初めに、総務管財課でございますが、庁舎建替えまでの老朽化した庁舎の機能維持でございます。現庁舎は老朽化が進み、様々な課題を抱えております。庁舎建て替えまでは適切な機能維持に努めてまいります。

次に契約検査課でございますが、1点目は公平性、透明性、競争性を有する入札・契約等の実施による適正な品質・施工の確保でございます。関係法令に基づき、公共工事等の品質と適正な施工の確保を図ってまいります。

建設工事の電子入札案件に関しましては、最低制限価格にランダム係数を導入して、入札の公平性、競争性を確保してまいります。

2点目は工事の平準化の取組でございます。国土交通省の指導に基づき、平準化対策に取り組んでまいります。

3点目は電子契約システムの推進でございます。本市と契約相手方との請負契約等の締結におきまして、インターネットを介して電子的に契約締結を行うシステムを導入しております。システム活用の推進を図り、契約事務の効率化に努めてまいります。

次に人事課でございますが、1点目は人材不足分野における人材確保策の検討でございます。職員及び会計年度任用職員採用における人材確保手法について検討を進めてまいります。

2点目は定年延長に伴う人員配置の検討でございます。令和5年度より導入されました定年延長制度により、今年度の定年は62歳となり、延長の対象となった60歳以降の職員46名が在籍しております。今後も増加する見込みですので、引き続き適材適所の人員配置に努めてまいります。

3点目は長時間労働の是正等働き方改革の推進でございます。職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向け、長時間労働の防止に努めてまいります。

4点目は人事・給与制度の構造改革の推進でございます。職務や職責に応じた給与体系と職制を構築し、人事給与制度の適正化に向け、取組を進めてまいります。

最後にIT推進課でございますが、1点目は岸和田市行政DX推進計画の推進でございます。5つの目指すべき姿、便利な市民サービス、行政運営の効率化、やさしいデジタル化、変革する組織、セキュリティの確保、これらを達成するために引き続き各施策を実行してまいります。

2点目は社会保障・税番号制度の推進でございます。情報連携システムへの副本登録及び特定個人情報保護評価等、社会保障・税番号制度の運用を適切に行ってまいります。

○新内利彦財務部長

続きまして、財務部の事務概要について御説明いたします。6ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数及び7ページ、2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりです。3の各課別当面の

懸案事項につきまして御説明申し上げます。

まず財政課は、財政基盤の強化と持続可能な財政運営の確立です。本市は近年、市税収入の増加が続くものの、地方交付税などに大きく依存する歳入構造は変わらず、経常収支比率は以前より高い数値で推移しております。引き続き財政構造の改善を進め、財政基盤の強化に取り組んでまいります。

次に行財政改革課ですが、行財政改革の着実な推進です。今後、人口減少と人口構造の変化はさらに進行し、社会や経済に大きな変化をもたらすと考えられます。このような大きな環境の変化に合わせた新しい行政を構築するため、引き続き構造改革の取組を進めてまいります。

市民税課につきましては、電子申請の推進と利用者の拡大です。業務の効率化と市民の利便性の向上を図るため、令和8年度課税から開始しました個人住民税に係る電子申告を引き続き推進し、利用者の拡大に取り組んでまいります。

固定資産税につきましては、令和9年度の評価替えに係る準備作業です。令和9年度の土地及び家屋の評価替えに向けて、地域事情等に応じた適正な価格が決定できるよう、準備作業を進めてまいります。

最後に納税課ですが、1つ目は、現年課税分の徴収確保と滞納繰越額の縮減による徴収率の向上です。税負担の公平性の確保と自主納付の促進を図るとともに、現年課税分の早期の徴収、滞納繰越額の一層の縮減に努めることにより徴収率向上を目指し、貴重な自主財源である市税収入を確保してまいります。

2つ目は、大阪府域地方税徴収機構との連携による共同徴収と徴収職員の人材育成です。引き続き大阪府域地方税徴収機構へ参加しながら、さらなる税の徴収能力の向

上に向け、職員の資質及び技術の向上を図ってまいります。

3つ目に、庁内未収金の回収です。他の部課から移管を受けた強制徴収公債権を中心に徴収し、引き続き適正かつ公平な債権の管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○宇野真悟委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等がありましたら、冒頭に担当課名と該当する項目をお示しの上、御発言願います。

○烏野隆生委員

それでは、1点だけお聞きます。

まずは、事務概要の3ページの懸案事項の成長戦略課にお尋ねします。

東京事務所開設に向けて、これからどのような方法で取り組んでいるのか、答えられる範囲で教えてください。

○宅田裕樹成長戦略課長

東京事務所開設に向けた取組について、成長戦略課から御答弁申し上げます。本市が開設を予定する東京事務所は、業者委託でスタートする予定で作業を進めております。

今後のスケジュールですけれども、7月から8月にかけて、業者募集や選定手続を進め、9月の1か月程度の間をもって、準備期間を経て10月1日の事務所開設を予定してございます。

○烏野隆生委員

業者の委託に向けて、これからは要項などが進んでいくと思われますが、全国的に見ても、東京に拠点を開設している自治体は政令都市とか中核市が占めておりますが、東京事務所を開設するに当たり、参考にした市とか、何か御意見とか相談を成長戦略課として聞き取り調査をしたのかお答えください。

○宅田裕樹成長戦略課長

東京事務所開設に向けまして、今年度に入りましてから準備を進めているところですけれども、まずは先進的に取り組んでいる事例の研究が必要であると考え、幸いにもお近くの泉佐野市が東京に事務所を構えられておりますので、お時間を取っていただき、元東京事務所長のお話をお伺いすることができました。

やはり、東京には多くの方がお住まいになられていまして、多くの企業も存在いたします。そういった方に積極的に働きかけることが非常に重要であるというような貴重な御意見を頂いたところでございます。

○烏野隆生委員

担当者からは、泉佐野市の元東京事務所長にお話を聞いたことの中で、やはり人脈形成の大切さや例えば信頼関係をどこまで構築できるのかが、今回、事務所を設置せずに、職員も常駐させず、民間業者に委託をする方法を取るとのことですが、今後、委託する東京事務所の業務内容は極めて多様であると思います。すなわち、委託をする業務の中で、中央省庁や行政的な連携調整や観光、物産のPRなどが多岐にわたると思います。できれば、要項の中に関東での岸和田市出身者の懇談や、また親睦の会の事務局もつくってほしいなと思います。

また、職員が東京に直接赴き、観光や物産のPR、イベントの出展に行くことも必要ではないかと思います。東京での拠点は、市民に対して東京事務所の活動やその成果が見えにくいことがあります。物理的な距離や委託をする業者の業務内容にもやむを得ない側面もあると思いますが、佐野市長が東京への出張に行く際には、まず省庁と行政的な信頼関係を市長がしっかりと築くことが何よりやと思います。そのほかにS

NSを積極的に活用することも活動、成果として効果的であろうかと思います。

私も、2年前に議長在任中は、幾度か東京のほうに出張に行きました。その際、全国競輪主催地議会議長会にも出席しましたが、そこでは35市で構成されております。近畿ブロックは福井と岸和田、その福井の中で、福井は東京事務所を設置しております。このように、競輪や例えば岸和田城、お城、そのような形で、全国で推進できるのかなと、連携できるのかとも思います。

様々な媒体を使い、本市の魅力を人と人とのつながりで人的にネットワークを形成していただき、東京の拠点が1つの本市の資源として活用できるように担当課に期待をします。

質問は以上です。

○殿本マリ子委員

契約検査課にお尋ねいたします。消防の財産取得した高規格救急自動車はどこに配置される予定でしょうか。また、道が狭い地域に配備される場合、車両の大きさは事故のリスクの増大につながり、小さければ使い勝手の悪さにつながると想定されますが、その釣合いをどのように取っていますか。

○宇野真悟委員長

殿本委員、この件に関しましては、後の議案のほうに触れると思うんで、そちらでの質問でよろしいでしょうか。

○殿本マリ子委員

すいません。はい、そうしたら、そちらで質問させていただきます。

○松本妙子委員

それでは、総務部の人事課、4ページの、それと次のページの懸案事項、兼ねて行います。

職員の研修について、人事課へお尋ねいたします。昔と比較して、確かに職員の窓

口対応がよくなっていると私も感じており、市民の方からもそのようなお声を聞いております。しかし、残念なことに最近、字を書くことが困難な市民の方から、窓口で不快な思いをされたとの御意見を頂きました。対応された職員の方は、マニュアルに即した対応だったかもしれませんが、その人に応じた柔軟な対応をしていただきたかったと思います。

職員の皆さんが、最初から完璧な対応ができるものとは思っておりません。知識や経験を積み、よりよいものになっていくものだと考えております。そのためには、職員研修はとても重要なものであります。今年度予定している職員研修の一覧を事前に課長から拝見させていただいたのですが、その中で、何点かお尋ねいたします。

まず、新規採用職員研修の内容と目的についてお答えください。

○庄司野公也人事課長

職員研修は職員の資質向上を目的としており、新規採用職員研修では、複数の研修を実施しております。接遇研修や電話対応研修を通じて、市民サービスの基本となる接遇、対応の基礎や適切なコミュニケーション能力を習得します。報連相研修では、報告、連絡、相談の重要性を認識し、組織内の連携力を高めます。これらの研修で得た知識は、現場での実務経験を重ねることで向上し、多様な市民のニーズに応じた柔軟な対応力につながると考えております。

○松本妙子委員

ありがとうございました。研修を受けた直後は、意識を持って対応に努めていただいていたとしても、数年経過して意識が薄れていくということのないよう、採用2年目、3年目の職員の研修も怠りなくお願いしておきます。

新規採用職員の対応力が向上することに

期待して、次に、新たに部下を管理する立場になる新任課長や新任担当長の研修についても同様に、その内容と目的をお教えてください。

○庄司野公也人事課長

新任課長研修は、組織マネジメント、行政倫理、議会対応などの理解を深め、適切な組織運営と部下育成能力を養うことを目的としております。新任担当長研修は、部下育成と公務員倫理を中心に学び、現場を率いるリーダーシップや上司、同僚、部下との双方向コミュニケーション能力の向上を目的としております。

○松本妙子委員

上司、先輩による指導や育成方法は若手職員の将来に大きく影響しますので、効果的な研修の実施を強くお願いします。

人事課の懸案事項にもあるとおり、職員の確保が困難になっていると聞いております。新規採用で十分に補えない場合、今おられる職員の方に長く安心して働いていただくことが重要です。

そのためには、さきに述べた上司、先輩の指導力の向上に加え、ハラスメント防止やストレス対策といった職場環境の整備が不可欠です。つきましては、ハラスメント防止研修及びストレス軽減に関する研修の内容や目的についてお教えてください。

○庄司野公也人事課長

新任課長、新任担当長及び希望者を対象に、ハラスメント防止研修とラインケア研修を実施しております。

ハラスメント防止研修では、具体的にどのような行為がハラスメントに該当するかを示すとともに、年代や価値観により受け止め方が異なる点について理解を深めてもらいます。

ラインケア研修では、部下の不調を早期に発見するためのサインの見つけ方や適切

な声かけ、相談につなげる対応方法を実践的に学びます。

あわせて、採用５年目の職員を対象とした健康管理研修では、ストレスの予防及び対処法について、セルフケアの具体的手法を知る機会としています。

これらの取組により、職場環境と職員の健康を維持、向上させ、職員のパフォーマンス向上を通じて市民サービスの向上につなげてまいります。

○松本妙子委員

職場環境と職員の健康を維持、向上させる取組は大変重要と考えます。

先日、新聞を読んでいますと、東京都中野区は、今年度から職員の心身の健康を経営的視点で守る健康経営の手法を本格的にスタートさせました。若手職員を中心にメンタル不調による休職が増加する中、導入したとのこと。本市も様々な研修を実施されていることが分かりましたが、最終的には、いずれの研修も市民サービスの向上につながると考えます。職員一人一人の資質や経験が異なるため、同じ研修を受けても成果は一律にはなりません、繰り返し実施することで、組織全体の底上げが図られると信じています。

来庁される市民の方は、多くの場合、市役所に来る機会が限られており、窓口で対応する１人の職員の対応が岸和田市役所全体の印象となります。よい印象を持たれる職員が多いことは承知しておりますが、１人でも不快な思いをされる市民の方を出さないよう、引き続き実効性のある研修の実施を強く要望して、質問を終わります。

○岩崎雅秋委員

何点か質問します。まず、総合政策部に伺います。

２ページの広報広聴課の５項目めに、意見聴取、広聴及び陳情に関することとある

のですが、市民の方から電話や手紙、メール等で問題提起や苦情が来たときはどうしているのでしょうか。

○乾太郎広報広聴課長

市に寄せられるメールであるとか、御意見箱にあるそういう要望につきましては、一旦、広報広聴課のほうに届く分と、メールであれば直接担当課に届く分がございます。広報広聴課に届きました分につきましては、担当部署にそれを転送するような形で対応しております。

○岩崎雅秋委員

では、それが市長宛ての場合は、市長まで届くのでしょうか。

○乾太郎広報広聴課長

届きました御意見等につきましては、迅速に対応する体制ということで、現場に近い所管課が直接内容を把握することが最も迅速かつ的確な課題解決につながるというふうに考えておりますので、原則といたしましては、各所管課に転送いたしまして直接対応し、速やかに業務へ反映させるようにしております。

○岩崎雅秋委員

質問の意図は、市長までその話は行くのでしょうかということなんです。

○乾太郎広報広聴課長

申し訳ございません。基本的には担当課のほうで処理しておりますので、全てが市長の元には届いてはおりません。

○岩崎雅秋委員

では、秘書課にお伺いします。市長宛てに来た問題提起や苦情は、目安箱的な機能は果たしているのでしょうか。

○松田大樹秘書課長

市長宛てに届きましたメールにつきましては、先ほど広報広聴課長が御答弁申し上げたように、一旦担当部署で処理するか、中身によっては市長のほうに御確認いただき

ましてという形を取っております。全て市長の目に届いているというわけではございません。目安箱という意味が理解ができていないんですけども、御意見として承るということは、市としては行っております。

○岩崎雅秋委員

市長宛てなので、目を通していただく方向がいいと思うんですけども、それで各課に回して、納得するような回答、また返信をお願いしたらと思います。よろしいですか。

○松田大樹秘書課長

市民の方からありとあらゆる御意見、非常にたくさんの御意見や御要望というのが市に届きます。全てが市長で処理するというのは、非常に困難と考えております。内容によってというところで判断したいと思っております。

以上でございます。

○岩崎雅秋委員

では、なるべく届くようにお願いします。

続いて、3ページの成長戦略課の懸案事項に、地域ポイントプラットフォームの構築とありますけれども、地域ポイント1000ポイント、この付与は申請者全員に届くのでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

現在、開発中の地域ポイント用スマートフォンアプリに御登録を頂いた市民皆さんに1000ポイント自動的に付与させていただきます。

○岩崎雅秋委員

何人分を想定しているのでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

予算でお話しさせていただきますと、現人口約18万5000人全員に行き渡るようにという形で御用意させていただいております。

○岩崎雅秋委員

では、登録方法は決まっているのでしょ

うか。

○宅田裕樹成長戦略課長

マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナンバーカードとの連携を図り、登録いただくことを想定してございます。マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、その他の身分証明等を用いて登録いただくことを予定してございます。

○岩崎雅秋委員

登録方法が分からず、申請できなかったということがないように要望します。

では、プレミアム付デジタル商品券の申請はどのように考えているのでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

先ほどの地域ポイントのプラットフォームを使って御購入いただくことも可能になりますけれども、トータル20万口発行の商品券のうち2万口は紙商品券で準備することとしてございます。紙で御用意する商品券につきましては、申込みも紙媒体等によることとしまして、購入も対面による現金での支払いを予定してございます。

○岩崎雅秋委員

紙ベースもあるのは、高齢者にとって喜ばしいことです。

では、これは市内店舗の販売促進のために、他市の方も申請できるという考えだと思うのですが、大型店舗と中小店舗への支援の違いはあるのでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

昨年と同様ですけれども、一口6500円になります。そのうち2500円は対象となります。全店舗で利用可能といたしまして、4000円分を中小店舗限定で利用可能とする形で進めたいというふうに考えております。

○岩崎雅秋委員

1000ポイント付与もデジタル商品券も、市民にとって分かりやすい申請方法である

ことを要望するとともに、知らなかったということがないように周知徹底を要望します。これは終わります。

次に、総務部に伺います。5ページの人事課の懸案事項に、人材不足分野における人材確保策の検討とありますが、具体的な手は打っているのでしょうか。

○庄司野公也人事課長

人材確保について、現在まで取り組んできた手法につきましてお答えさせていただきます。

採用試験をまず、従来の知識重視から面接重視へ変更しております。また、採用試験の実施時期を昔は9月でしたが今は5月と、実施時期を前倒ししております。また、採用募集の年齢の上限を引き上げております。

そして、去年から紙の申込書だったものをL o G oフォームを用いたオンライン申請へ変更しております。年度途中からの採用も実施しております。採用説明会を開催し、若手職員との意見交換も実施しております。技術系大学などのキャリアセンターを訪問し、採用試験の周知を行っております。

また、合格された方に対して、職場見学会を実施して、実際に働く現場も見ていただいております。

最後に、去年から本市を一度退職した人材を再雇用できるキャリアリターン制度を導入しております。

以上になります。

○岩崎雅秋委員

いろいろな手を打っているのが分かりました。

ある社会学者によると、データに基づくと、Z世代は安定志向であり、地元志向で、何より仕事の中身が重要で、自分が人のため、世の中のために役立っているかで決め

る人が多いと。また、成長願望も強いとのこと。ですので、仕事がいかに役立っているのかを伝え、スキルアップできる職場であることを知っていただくようお願いし、質問は終わります。

○宇野真悟委員長

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、総合政策部、総務部、財務部の所管事務の報告を終わります。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、市民健康部、危機管理部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会、監査事務局の事務概要の報告を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

市民健康部に関する事務概要につきまして御説明いたします。8ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数につきましては、8ページ、9ページに記載のとおりでございます。10ページをお願いいたします。2のその他主要参考事項につきましても、10ページ上段に記載のとおりでございます。3の各課別当面の懸案事項につきましては、各課別に説明させていただきます。

まず初めに自治振興課でございます。1点目の防犯カメラ設置費補助の実施につきましては、地域の防犯意識が高まる中、犯罪の不安を感じることなく暮らせるよう、町会、自治会等が設置または更新する防犯カメラに対する支援を引き続き実施してまいります。

2点目の岸和田市市民活動サポートセンターの運営につきましては、市民活動団体が抱える課題の解決に向けて支援する中間支援組織としてその役割が果たせるよう、機能強化に向けた見直しを行いつつ運営し

てまいります。

次に市民課でございます。1点目の岸和田市貝塚市斎場の全面開業につきまして、令和8年度においては、旧斎場解体及び正門からの車道の造成など引き続き工事を進めてまいります。

2点目のマイナンバーカードの交付促進につきましては、国が進めるデジタル社会の実現に向け、市役所以外においても申請サポート体制を充実させ、交付促進に取り組んでまいります。

3点目の住居表示事業の実施でございますが、入り組んだ町の区域や地番、飛び地等を整理し、街区番号及び住居番号を順序立てて付番することにより、住所、所在地を分かりやすくし、市民生活の利便性の向上を図るため、住居表示事業を進めてまいります。

次に市民センター課でございます。東岸和田市民センター、八木市民センター、桜台市民センターは、特色ある市民センターの運営と利用者の拡大でございます。地域や館の特性を生かした公民館の事業を実施し、利用者の拡大に努めてまいります。

山直市民センターは、施設の経年劣化による設備等の改修でございます。開設から30年以上が経過し、設備面で補修の必要性が増加しております。引き続き劣化箇所の計画的な改修に努めてまいります。

春木市民センターは、長期的な視点に立った施設のあり方についての検討でございます。地域の拠点施設として機能を発揮させるとともに、今後の施設の在り方について、長期的な視点に基づき、全市的な計画とも整合させながら取り組んでまいります。

次に人権・男女共同参画課でございます。1点目の人権啓発活動の積極的な推進につきましては、人権尊重のまちづくりに向け、引き続き職員の人権意識の向上はもと

より、人権を考える市民の集いの開催など、市民の皆様への啓発を積極的に推進してまいります。

2点目の男女共同参画センターの運営と利用者の拡大につきましては、講座の開催、登録グループへの支援を行い、利用者の拡大に努めてまいります。

3点目の「岸和田市人権施策推進プラン」の中間見直しにつきましては、計画期間の中間年となる令和8年度におきまして、プランの中間見直しに取り組んでまいります。

次に健康推進課でございます。1点目の岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ3次計画・第2次岸和田市食育推進計画の推進につきましては、市民一人一人が健康で実り豊かな生涯づくりを実現することを目指し、本計画を推進してまいります。

2点目の第2次岸和田市いのち支える自殺対策計画の推進につきましては、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい社会の実現を目指し、本計画を推進してまいります。

3点目の岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ国及び大阪府が改訂した行動計画を基に、令和8年2月に策定した本計画を推進してまいります。

最後に健康保険課でございます。国保財政の安定した運営に向け、引き続き医療費の適正化、保健事業の推進及び保険料収納率の向上を図り、安定した運営に努めてまいります。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

続きまして、危機管理部の事務概要について御説明いたします。11ページをお願いいたします。

1の事務概要と職員数、2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりで

ございます。3、当面の懸案事項につきまして、順次御説明いたします。

1点目、避難所機能のさらなる強化につきましては、一昨年の能登半島地震での避難所の状況を踏まえ、現在、国主導により避難所の環境改善の取組が進められているところですが、今年度は生活環境の改善を図るため、折り畳み式簡易ベッドやワンタッチパーティション、プライベートルームテントの備蓄を進めてまいります。

また、昨年度に引き続き、小中学校の受水槽に応急給水栓を設置し、給水活動がより円滑に行える体制を整えてまいります。

2点目、各種防災訓練の実施と強化につきましては、自然災害や国民保護事態といった多様な危機事象への対応力を高めるため、防災福祉コミュニティや市職員、関係機関が一体となって実践的な訓練を推進し、地域の防災力を底上げしてまいります。

3点目、防災福祉コミュニティ活動の支援につきましては、地球温暖化に伴う災害の頻発化、激甚化や南海トラフ巨大地震など、本市に影響を及ぼす危機事象に備え、地域防災力の中核である防災福祉コミュニティの組織化、育成化を図り、訓練や支援を継続して実施し、地域の対応力向上を支援してまいります。

○櫻井正信会計管理者兼会計課長事務取扱

続きまして、会計課の事務概要について御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

1、事務概要と職員数及び2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の当面の懸案事項につきましては、効率的で適正な会計処理を実施することでございます。会計事務につきましては、各課と調整し、また財務会計システムの機能を活用して、より効率的で適正に行えるように取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○西川正宏選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

続きまして、私から、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会及び監査事務局につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、13ページから16ページにかけて御覧ください。

まず1の事務概要と職員数につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。2のその他主要参考事項につきましても記載のとおりでございます。

3の当面の懸案事項につきましては、まず13ページの選挙管理委員会事務局で、投票環境の改善がございます。投票環境の改善につきましては、投票所に来られた方がスムーズに、かつ気持ちよく投票していただけるよう、施設面ではスロープ設置による段差の解消、車椅子、コミュニケーションボードの配備、投票所内の投票方法や順路などの表示等に取り組むとともに、投票所事務従事者に対しては親切で丁寧な対応を今後も指示してまいります。

次に、投票所の設置につきましては、主に市有施設や町会館等の使用に御協力いただいているところですが、有権者の利便性や立地条件等も考慮し、地元の御意見をお聞きしながら今後も最適な投票所の設置について検討を進めるなど、投票環境の改善に取り組んでまいります。

16ページをお願いいたします。監査事務局の懸案事項としましては、監査リスクが高い事項に重点的に人員及び時間を充てることを目的としたリスクアプローチについての検討でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○宇野真悟委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等がありましたら、冒頭に担当課名と該当する項目をお示しの上、御発言願います。

○松本妙子委員

市民健康部、10ページです。懸案事項についてお尋ねいたします。

事務概要の10ページ、各課別当面の懸案事項で、市民センター課では、東岸和田市民センター、八木市民センター、桜台市民センターの3センターにおいて、特色ある市民センターの運営と利用者の拡大とあります。各所において、利用者の拡大に向けた取組を行っていることと思いますが、その中で今回は特に私の地元でもあります八木市民センターにおける取組についてお聞きします。

○岸本佳子市民センター課長

八木市民センターは平成25年11月に開設されまして、近隣をはじめ、多くの方に御利用を頂いております。地域には住宅地も多く、保育所、幼稚園、小中学校などが多数ありますことから、子育て世帯を対象としたキッズルーム、また、小学生を対象とした定期講座を開催し、とりわけ夏休み期間中に開催する講座につきましては、主に八木南・八木北小学校にチラシを配布し、御案内をするなど、地域に根差した運営としております。

また、館内スペースには、子供たちの居場所づくりとして、小学生以下の子たちが利用できる子供学習広場を設けまして、地域の子供たちが自習スペースとして御利用いただいているところでございます。

○松本妙子委員

主に地域の子供たちを対象とした講座や近隣の子供たちの居場所づくりは、子育て世帯が多く住まれている地域の特色を生かした事業と考えます。

そのほか、八木市民センターでは、ハード面の建物の特色として、大きな窓ガラスや広いロビー、2階にはテラスがあると思いますが、それらを活用した事業は行っていないのでしょうか。お答えください。

○岸本佳子市民センター課長

委員おっしゃいますとおり、大きな窓ガラスや広いロビーは館の特色の1つであると考えております。来館者の裾野を広げ、親しみを持っていただくため、その大きな窓ガラスを活用しまして、季節感のあるロビーの演出などを行っております。

一例を挙げますと、春には大きな窓ガラス越しに周辺の桜を楽しんでいただくため、その期間中は飲食を可能としたスペースを設けましたり、さくらテラスと称して2階のテラスを開放しております。

また、夏休みには期間を設け、マーカーを使って窓ガラスに自由に絵を描くことができるイベントを実施し、秋には広いホールを活用した公民館まつりの展示を長期間行い、クラブ員皆さんの力作を楽しんでいただいています。

そして、冬にはストリートピアノによる演奏会を開催するなど、通年にわたり、館の特色を生かした事業を実施し、一層の利用者の拡大に努めておるところでございます。

○松本妙子委員

館の特色を生かした取組を行っていたということは分かりました。そのほか、八木市民センターには大きな集会室があり、夏頃に市が主催する障害のある方のスポーツイベントもあると聞いています。しかし、八木市民センターには、現在、車椅子マークの駐車場は2台分しか設けられておりません。今後、市が障害のある方や高齢者の方など、配慮が必要とされる方を対象とした事業やイベントを行う場合、セ

ンター側の対応はどのようにやっていくのかお答えください。

○岸本佳子市民センター課長

障害のある方や高齢者の方などはじめ、特に配慮が必要とされる方で、駐車場の御利用が多く見込まれる場合ということでございますが、会場となります八木市民センターとしましては、担当所管課からのお話を受けまして、当日のイベント以外の利用者の方に対し、積極的に協力のお声かけをさせていただきまして、駐車スペースを確保していくなど、適宜柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

○松本妙子委員

たくさんの方が集い、利用しやすい環境づくりをこれからもよろしく願いして終わります。

○京西且哲委員

危機管理課にお尋ねします。防災協定についてお尋ねしたいと思います。

まず、担当副市長、防災協定の位置づけ、本市としては、防災協定を民間とは結んでいるんですけれども、どういう位置づけで考えておられるのか、まずお答えください。

○岸勝志副市長

お答えします。防災協定ですけれども、官民が連携して災害対応を実効性のあるものにするための重要な仕組みというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○京西且哲委員

そういうことやと思います。それで、本市の今、防災協定、91件結んでおられます。公共も含めて。

実際、災害が起こったときに、この防災協定、特に民間の企業なり団体と結んでいる協定なんですけれども、ここ、どういう形で大規模災害が起こったときに、どういう形でいわゆる支援の依頼、指示、どうい

う命令系統でその団体、協力相手に対して連絡をしていくのか、どういう体制を取っておるか教えてください。

○上田真吾危機管理課長

災害時の連絡体制についてでございますが、協定を結ぶ際に、平時の連絡先と災害時の連絡先、分けて連絡先の交換をしておりますので、災害時につきましては、災害時の連絡先となった担当課のほうから協定先へ基本は連絡するという事になっております。ただ、全てがこういうことができますというわけではなくて、古く協定を交わさせていただいたところにつきましては、当時の危機管理に当たる自治振興課の名前になっているところもありますので、今後とも災害時に有効な連絡体制が取れるよう、災害時にその事務に携わる担当課が連絡担当先となるように努めてまいりたいと考えております。

○京西且哲委員

連絡はそれぞれの所管の課がやるとしても、大規模災害が起こったときに、どこで何が必要で、どういう支援が必要で、どういう機材も含めてどういう物資が必要かというのはどこかで判断して下ろしていかなきゃいけないと思うんですよね。そこらの判断が、多分本市の場合は明確になってないような気がするんです。

地域防災計画では、組織図はできているんですけれども、今おっしゃったように古いままであったりとか、その防災協定相手がどれだけの能力があって、どれだけの機材を持っていて、どれだけの技術者がいるかというのを多分、十分把握できてないと思うんです。この辺の体制は、今現状を見てですよ、十分かどうか、どう思っておられますか。

○上田真吾危機管理課長

正直に申し上げますと、十分ではないと

考えております。

以前、台風21号で対応した際に、ブルーシートの調達であったり、また、停電に伴う近畿通信局との電源車の派遣依頼であったり、そういったところで、なかなか判断するときというのは、基本、災害対策本部、首長含めた災害対策本部で判断することになるんですけれども、明確にはなかなか位置づけられてないなと考えております。

○京西且哲委員

大規模災害起こったときに、間違いなく行政組織だけでは市民を支援したり助けたりできないんですよね。これは多分、分かっていると思います。しかし、そのために防災協定を結んでいるにもかかわらず、相手先の能力も把握できてない。どこに何が必要かという、いわゆる司令塔もない。

こんな中で、大規模災害が起こったときに本当に大丈夫かなという、私ずっと思っていてまして、今おっしゃっていただいた台風21号、平成30年のときも全くそうでした、ブルーシートの話も今出ましたけども、結局ブルーシートの配布についても、現場サイドで整理券配ったりとか、要は我々も知らない、対策本部も知らない中で動き出して。ブルーシートを配りますというメールがざっと流れて、最初は第2別館のロビーで配るって。それ絶対無理というて福祉センターに行ったけれども、今度は福祉センターの駐車場が、第二阪和まで行列ができて、必要がない人まで取りに来ているみたいなことがあったよね。だから、まさしくその防災協定も含めて、指揮命令系統、誰が司令塔で誰がどういう指示を出すかというのは、この平常時に整えておかないと、これは災害が起こったときは多分できないと私、思っています。

先日、岸副市長もそうですし、危機管理課も我々議員連盟の講演に来てくれまし

た、傍聴に。そこでまさしくおっしゃっているのは、やはり平時からの対応の仕方ですよね。明確な司令塔がなければ混乱するばかりで、全く市民助けられないということは認識してくれていると思います。

そこをしっかりとやってほしいなというのが、今回のお願いなんですけど、それと、その中で大規模災害が起こったときに、道路の破損なり街路樹の倒木なんて、処理をまずしないと助けにも行けないということで、岸和田の防災協定の中で、いわゆる土木関係、工事関係の企業との防災協定がないんですよね。これを今後、どうしていくのか。聞くと、指名登録をされている土木業者あるいは建設工事業者に平素のつながりの中で災害が起こったときに、その担当課からお願いをしていって処理をしてもらうみたいなことになっているらしいですよ、今。これでは、多分その大規模に災害が起こったときには対応できへんの違うかなと思うんですけれども、今後もそういう対応で、個別の建設事業者の企業との防災協定というのは、結ばない方針でいくんですか。

○上田真吾危機管理課長

災害時の道路の啓開、倒木等による道路啓開につきましては、現時点、岸和田造園緑化協同組合さんと協定を結ばせていただいているところでございます。

さきの災害でもそうですけれども、まず第1陣が支援を頂く、被災地外から支援いただく際も、道路の啓開というのが重要になってくると考えております。平時の小さな災害で、原課でやっている対応では無理やというところも理解しているところでございますので、そういった災害の復旧作業をつかさどる生活環境基盤部と協議をいたしまして、災害時に迅速な対応ができるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○京西且哲委員

今、出ましたから言いますけど、例えば造園緑化協同組合、これ今、何社組合員か分かっていますか。岸和田には、建設企業の組合もないんですよ。しかし、個々の企業とも防災協定を結んでいないんですよ。だからこれ、大規模災害が起こったときに、要は担当者、例えば建設部やったら建設部の担当者の手帳の中で相手に電話をしていって、これやって、あれやってということになってしまうんですよ。だから、ここらを今から整理しておかないと、全て緊急を要することになってくるので、対応できないんじゃないかなと思います。

それと、近隣の防災協定も調べましたけども、岸和田市内の業者が、例えば和泉市と防災協定を結んでいたりと、個別にね。泉大津と結んでいたりとかやっているんですよ。じゃ、そうなったときに、和泉市なり泉大津で災害が起こったときに、防災協定に基づいてその岸和田の建設業者に連絡が行く。そっちへ走りませんか。だから、そこらも含めて今から準備考えておかないと。もちろん、大規模で災害が起こったときに、お互いかもわからんですけども、しかし、まずは岸和田市として岸和田市民を助けるということを第一義に考えないと、多分いかんと思います。

これ、余談なんですけど、建設業の経営審査事項の中の評価点に、防災協定結んでいると加点されるんですよ、20点。これを進めている業界というかもあるんです。岸和田は受け付けてないから、協定結べないで、経審の点数にプラスできないからよそと結ぶという可能性もあるかもわからん。だから、ここらも含めて、実際、災害時に対応できる組織をはよつくってほしいというのが私の思いなんで、ぜひ今後の、要は防災組織のつくり方、指揮命令系統と

いうのを整備をしてほしいと思っているんで、ぜひよろしく願いをいたします。

以上です。

○岩崎雅秋委員

10ページの市民課の懸案事項にマイナンバーカードの交付促進とありますが、現在のカード保有状況は、岸和田市と大阪府ではどうなっているのでしょうか。

○吉井俊司市民課長

現在の人口に対する保有率で申しますと、令和8年5月末時点で、岸和田市は78.8%、大阪府内では81.5%となっております。

○岩崎雅秋委員

では、交付促進としてどのような取組をされているのでしょうか。お答えください。

○吉井俊司市民課長

マイナンバーカードの交付促進として、月に1回休日開庁を行うとともに、老人福祉施設等へ出張申請を行い、さらに、自身で手続きが困難な方の交付申請に係る支援、または代理で交付の受け取りをしていただいた施設、支援団体の負担に対しても報奨金を給付する仕組みを始めております。

また、令和7年7月1日から市内の27か所の郵便局で申請支援、顔写真の撮影、申請書の記入補助、申請書の預かり等を開始いたしました。これまで以上に、より身近な施設で申請支援を受けることが可能となりますので、少しでも交付促進につながればと思います。

○岩崎雅秋委員

今後、先ほどもありましたように、岸和田ポイント等にも活用でき、事務処理作業も進むと考えるので、さらに交付が進むようにお願いし、終わります。

○宇野真悟委員長

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で所管事務の報

告を終わります。

ここで理事者の入替えを行います。部長及び議案に係る理事者は残ってください。

(説明員以外の理事者退席)

それでは、次に、付託事件の審査に入ります。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、審査の方法は、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第34号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の53ページをお願いいたします。議案第34号岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴いまして、外国人生活保護関係情報の情報連携が開始されることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、55ページをお願いいたします。第3条第3項の改正は、本市の独自利用事務に係る外国人生活保護関係情報のうち、法定事務または準法定事務として処理することとしたものについて、当該事務は条例に基づく独自利用事務として規定する必要性がなくなったことから削除

しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○中井良介委員

まず、今回外国人の困窮した方への生活保護に関するものですが、もちろん日本人の生活保護についてはマイナンバーとのひもづけというのは、もうかなり前から行われていると思うんですが、どうでしょうか。

○林裕三 IT推進課長

委員お見込みのとおりでございます。マイナンバー法の規定により、日本人の生活保護事務については、情報連携が以前よりされております。

○中井良介委員

今回、かなり遅れて外国人の生活保護の規定というか、マイナンバーとの連携ができるということですけども。初歩的な質問で申し訳ないですが、外国人の生活保護をマイナンバーでひもづけることで、どういう情報が入るのでしょうか。

○林裕三 IT推進課長

今回の条例改正によりまして、独自利用事務から法律で規定されたことにより、あわせまして、独自利用事務とする必要性がなくなったことから削除するものであります。

よって、マイナンバー法では、外国人に関する生活保護の関連事務について情報連携しようとする、独自利用として条例の規定と、必要であったことから規定しておりましたが、今回法律で規定されたことによって、その必要性がなくなったということで削除するものでありまして、従前か

ら、条例に基づいて、外国人の生活保護関連情報については、情報連携を行っているところでございます。

そして、今回、国の法律に合わせまして、削除することとした外国人の関連情報の規定につきましては、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務について、外国人生活保護関連情報を連携するという項目について削除と、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務、そして住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する事務、母子保健法による費用の徴収に関する事務、これについて削除したものでございます。

以上です。

○中井良介委員

ありがとうございます。従前、生活保護はもちろん生活保護法によって実施がされているわけですが、生活保護法を見ますと、第1条に憲法25条の生存権、誰もが健康で文化的な生活というものを規定し、それに基づいて、全ての国民に対して困窮した場合に保護を実施するというようなことが書かれているんですが、全ての国民という中には、日本国民だけであって、外国人はこの保護には入っていないんですね。

ただ、しかし、困窮した外国人の方もたくさんおられて、特に戦後、特に朝鮮半島から来られた方々、そういう外国人が非常に困窮して、様々な福祉施策にも入らず、例えば公営住宅にも申し込めない、年金もない、就職なんかも非常に厳しい、そういう状況に置かれた外国人に対して、昭和29年に生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてという、厚生省の社会局長通知という有名な通知なんですけれども、これに基づいて、外国人に対する保護が実施されましたけれども、法改正は行われずに、国民の場合は、法に基づいて権利とし

て生活保護が受けられるわけですが、外国人の場合は、行政措置ということで、生活保護が実施されるという。その後、いろいろ判例もあったりして、日本人も外国人も含めて同じ基準で同じ給付が行われているというのが現在の状況ですけども。

こういう形で、ごめんなさい、意見になります。外国人への生活保護というのは非常に中途半端というか、宙ぶらりんな形で実施されてきたというところで、今回、こういうマイナンバー法に基づく生活保護の実施。生活福祉課に聞きましたけれども、実際やることは何も変わらないんですけれども、その保護の実施の根拠法令というか、根拠が変わってきたということのようです。そういう意味でも、今回の措置が在留カードやら、あるいは永久滞在、許可証を持ったそういう外国人については、保護が変わりなく実施されていくという意味で、今回の改正については了解をしたいと思います。

以上です。

○宇野真悟委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第34号の質疑を終結します。

次に、議案第35号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の57ページをお願いいたします。議案第35号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、人事院規則の一部改正により、災害応急作業等手当の額が引き上げられたことに準じて、本市の災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の上限額を引き上げることとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとする

ものでございます。

改正の内容につきましては、59ページをお願いいたします。第10条第2項の改正は、災害応急対策または災害復旧のための作業等の業務に従事したときに支給する手当の上限額を800円から950円に、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての活動に係る業務に従事したときに支給する手当の上限額を2160円から2880円に引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとしております。

以上でございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第35号の質疑を終結します。

次に、議案第36号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

議案書の61ページをお願いいたします。議案第36号岸和田市市税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、議案書の63ページをお願いいたします。本文の2行目、第21条の2の改正は、ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、現在の特定控除額の算定方法を10年延長するとともに、令和31年度以後の特定控除額の計算に用いる割合を提言する措置が講じられたことから、規定の整備を図るものでございます。

その2行下、第25条、さらにその2行下、

第26条の2及びその3行下、第26条の3の改正は、所得税において扶養親族等申告書の提出義務が課されていない公的年金等受給者について、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じることから、扶養親族等申告書の提出義務範囲を拡大することとされたため、規定の整備を図るものでございます。

64ページをお願いいたします。本文中ほど、第67条の改正は、固定資産税の免税点について、家屋にあっては30万円に、償却資産にあっては180万円に引き上げられたことから、規定の整備を図るものでございます。

その2行下、附則第6条の改正は、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その特例の適用期間を平成30年度以後の各年度分に延長する措置が講じられたため、規定の整備を図るものでございます。

その1行下、附則第9条の3の改正は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、その適用期限を令和25年度分の市民税及び居住年が令和12年であるものまで延長する等の措置が講じられたことから、規定の整備を図るものでございます。

その5行下、附則第13条の改正は、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合に関し、参酌すべき割合が見直されたことから、規定の整備を図るものでございます。

65ページをお願いいたします。

上から4行目、附則第42条の改正は、優良住宅地の造成等のため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、当該土地等がその譲渡をしたときにおいて、地すべり防止区域、急傾斜地崩

壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、または浸水被害防止区域内に存在する場合に、本特例措置の適用ができないこととされたことから、規定の整備を図るものでございます。

本文中ほど、附則第45条の3の改正は、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得、及び雑所得については、他の所得と分離して所得割を課することとされたことから、規定の整備を図るものでございます。

そのほか、引用条項番号ずれの解消を図るものでございます。

次に、66ページの中ほど以降は、この改正条例の附則でございます。第1条は各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することを規定するものでございます。

第2条は、市民税に関する経過措置について規定するものでございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について規定するものでございます。

説明は以上でございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○中井良介委員

ただいまの市税条例の改正で、特定暗号資産というのがあるんですが、それはその暗号資産の中のどういうものなんでしょうか。

○池宮典子市民税課長

今回、改正いたしました特定暗号資産については、金融商品取引法の改正を今現在行っているところで、それを受けて改正しているところなんですけれども、特定暗号資産がどういったものかについては、特別措置法のほうで規定がございます。その中で、税法上で特別暗号資産と金融商品取引法上で扱う特定暗号資産というのは異なるものになっています。

るものになっています。

租税特別措置法の中で規定する特定暗号資産については、金融商品取引法の中で規定する暗号資産のうちで、特定暗号資産については、基本的には、金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産が対象になるんですけれども、その中で、さらに、財務省令で詳しく規定するという規定がその中にあるんですけれども、その財務省令というのがまだ詳細規定されていないというところがございまして、今の段階で、ここまでが分離課税の対象になる特定暗号資産であるというお答えについては、できないという段階にございます。

○中井良介委員

ありがとうございます。聞いても私もよく分からないんですけれども、あと、分離課税にして市民税の所得割を100分の3、3%にするとされているんですが、これは前に比べて下がっているように思うんですが、どうでしょうか。

○池宮典子市民税課長

今、暗号資産の課税につきましては、総合課税ということになっておりますので、住民税の総合課税は市民税が6%になります。これが分離課税になりますと、3%の課税になりますので、3%分が、税率が下がるということになります。

○中井良介委員

どうして下げるんでしょうかというても、それは難しいですか。お願いします。

○池宮典子市民税課長

申し訳ございませんが、地方税法上であってございまして、私からなかなか3%が何でなのかというのはお答えがしにくいところです。申し訳ございません。

○宇野真悟委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第36号の質疑を終結します。

次に、議案第42号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案書の71ページをお願いいたします。
議案第42号和解の追認について御説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いします。

本事案につきましては、本市国民健康保険被保険者の資格情報を利用し、診療報酬の架空請求を行った相手方に対し、架空請求に係る対象被保険者の診療報酬全額に相当する額を賠償金として支払いを求めるものでございます。

主な経過を申し上げます。本件は、相手方が第三者より刑事告発され、平成26年9月に警察から本市に照会があり、発覚した事案となります。

警察の聞き取りでは、相手方は架空請求を認め、診療報酬も返還する意向を持っているとのことでしたが、相手方医院は既に廃院となっており、当時のカルテやレセプトなどの資料は廃棄されていたため、平成28年3月、警察から架空請求の犯罪立証ができず、起訴猶予処分となる見通しである旨、市に連絡があり、市と相手方双方で協議を行うよう助言がございました。

市と相手方とで協議を行ったところ、一定の期間における対象被保険者に係る診療報酬全て、金額にして141万5128円を返還する旨の申出が相手方からあり、その賠償金を支払う旨の誓約書と併せて、一括納付が困難なため、分割での納付を希望する分納誓約書の提出がございました。市は相手方からの分割納付の申出を認め、平成28年3月31日付で承諾書を相手方に送付しております。

その後、4回分、27万5128円の納付がご

さいましたが、それ以降の納付が途絶えた状況となり、相手方へ納付指導や分割納付書の再発行などを行いましたが、その後の反応がありませんでした。

平成28年当初、相手方は、診療報酬の架空請求を認め、診療報酬に相当する額を賠償金として支払う旨の誓約書の提出があり、それに併せて提出された分割納付の申出に対し、平成28年3月31日付で、市が分割納付を承諾したことは、相手方との和解であったため、今回改めて和解の追認として、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○殿本マリ子委員

説明はよく分かりましたが、もう一度お聞かせいただきます。

議案の内容については、本市の国民健康保険加入者の資格の情報を利用した診療報酬の架空請求に対し、相手方は、賠償金を支払う旨の誓約書の提出と分割納付の申出があり、市は分割納付を承諾し、その後、相手から4回、27万5128円の納付が行われましたが、それ以降の支払いがなされていないという事案だということは理解しましたが、平成28年の和解について、10年以上経過した今、なぜ和解の追認として議会に提案するのか。本当に10年というのは長い期間です。それで、これまでの間、市は相手方に対し、どのような対応を行ってきたか教えてください。

○井出英明健康保険課長

診療報酬の返還金につきましては、当事者の合意に基づき発生する私債権であり、税や国保料などの強制徴収公債権ではご

いません。したがって、回収に当たっての財産調査の権限が限られており、差押え等の滞納処分を行うことができないため、納付が滞った場合は、相手方に納付指導などを行い、返還を促すこととなります。

平成28年当初の協議では、相手方が架空請求を認め、診療報酬についても返還するとの申出があったため、誠実に返還を履行しようとする相手方の意思を尊重しておりました。納付が滞って以降、幾度となく相手方に連絡を入れ、納付書を再送付するなどして納付指導を行ってきましたが、その後の折り返しの反応はなく、最終的に住所地に郵便物を送付しても反応がないという状況となりました。

本市としましても、当該滞納債権を回収する方策を検討する中で、平成28年当初、相手方からの分割納付の申出を受け、市が承諾したことは、本来であれば和解であり、議決を頂くべき事案であったことから、改めて今回、和解の追認として提案することいたしました。

○殿本マリ子委員

10年間、相手方を信用していたと思いますが、金額にして141万5128円というのは、本当に未収金としては大きいです。10年間の長きにわたり支払いが行われなかったこと、もっと注意をすべき、これからもより注意して、これを調べていってほしいです。

以上です。

○岩崎雅秋委員

私からも1点確認させていただきます。

今回の事案は、相手方による診療報酬の架空請求が行われたことがそもそもの問題点だと考えます。このような不正やなりすましなどに対しては、マイナンバーカードを利用したマイナ保険証を使えば、毎回毎回機械に入れば、その日も記録に残ると思います。その活用が有効だと考えますが、

市の考えをお聞かせください。

○井出英明健康保険課長

委員おっしゃるとおり、マイナ保険証につきましても、マイナンバーカードを利用することで顔認証や暗証番号が必要なことから、なりすましでの受診には効果的だと考えております。

また、マイナ保険証を利用して受診した情報は、マイナポータルサイトにて個人の医療費の状況であったり、受診した医療機関名、そのときに処方されたお薬の情報などを確認することができ、本人にしか分からない受診歴に疑わしい情報などの記載がありましたら、その被保険者の方から保険者に確認の連絡などがあることも考えられます。

複数の被保険者からの情報を受けまして、市から都道府県などにその情報が共有されることで、都道府県などの監査が行われ、不正が発覚することもあるかと思われます。

○岩崎雅秋委員

マイナ保険証を利用することで、少しでもこういった不正を是正することができるということだと思います。今後、市としてさらなるマイナ保険証の利用者数が増えることを目指していただくことを要望し、終わります。

○殿本マリ子委員

先ほど岩崎副委員長もおっしゃったみたいに、これは次の当該債権を回収する方策の検討等は、43号に関わってくると思われますが、健康保険課ではほかにもこのような事案があるのでしょうか。教えてください。

○井出英明健康保険課長

健康保険課では現在、他の医療機関における診療報酬の不適切な請求につきまして、1件ございます。不適切な請求は、国民健

康保険者だけでなく、他の健康保険組合などでも行われており、令和7年7月に大阪府より当該医療機関の開設者から、不正の部分の返還する旨の申出があったとの通知がございました。

その通知を確認し、本市は相手方へ連絡を入れ、納付書を送付し、返還金の請求を行いました。現時点で納付の確認はできておりません。令和8年5月、改めて督促状を送付したところでございます。今後も納付が確認できないようでしたら、大阪府に相談しながら、当該開設者本人へ納付指導を行い、適切に対応してまいります。

○殿本マリ子委員

私債権なので差押えなどの滞納処分ができない。相手方が架空請求を認め、誠実に支払うという意思を尊重したということですが、結果的に今回の議案の提出につながっています。本来であれば、平成28年の時点で、市と相手方の和解について、市議会の議決を採る必要があったと考えます。

また、納付指導を受けた後、相手方と連絡がつかない状況になった時点で、例えば簡易裁判所の支払い督促の手続を行うなど、未収金を回収する手段として、市としてもっと適切な方策があったと思われます。家庭の事情で納付が困難という状況とは違い、架空請求を行っての未収金なのだから、市として毅然として対応していく必要があると考えます。

現在、1件、同じような事案を抱えているという答弁であり、今後もこのような事案が起り得ることもある中で、市として未収金の回収に対し、適切な事務の執行に努めていただくよう要望いたします。

以上です。

○宇野真悟委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第42号の質疑を終結します。

次に、議案第43号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案第43号訴えの提起について御説明申し上げます。議案書の91ページをお願いします。

説明内容につきましては、先ほど御審議いただいた議案第42号と同じ内容のものでございます。本市と和解した相手方が和解に基づく金員の支払いを怠ったため、当該金員の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第43号の質疑を終結します。

次に、議案第45号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の97ページをお願いいたします。議案第45号財産取得につきまして御説明申し上げます。

本案は、消防本部警備課が高規格救急自動車を購入取得するに当たりまして、去る4月27日に指名競争入札を実施いたしましたところ、記載の契約の相手方が2198万9000円で落札し、当該契約は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する財産の取得であることから、同法第1項に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○殿本マリ子委員

財産取得した高規格救急自動車は、これからどこに配置される予定でしょうか。

また、先ほども、この質問は早かったんですけども、道が狭い地域に配置される場合は、車両の大きさは事故のリスクの増大につながり、小さければ使い勝手の悪さにつながると想定されますが、その釣合いをどのように取っているのでしょうか。

○小亀公洋契約検査課長

御質問いただきました件につきまして、車両を運用する消防本部から事前に聞いている情報の中から回答させていただきます。

まず、前段の配置場所の御質問に関してですが、高規格救急自動車は岸城分署に配置予定です。

次に、後段の御質問に関してですが、高規格救急自動車につきましては、全国的にトヨタのハイエースベースか日産のキャラバンベースとなり、積載品の配置も仕様によって統一しており、車体の大きさや使い勝手によって差異はございません。

○殿本マリ子委員

ありがとうございます。仕様書の中身に係りますので、これ以上は質問しませんが、両車では車体サイズが異なります。入札では価格偏重となりますが、現場の使い勝手も聞いた上で選定を行っていただきたいと提言してこの質問を終わります。

○宇野真悟委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第45号の質疑を終結します。

次に、議案第46号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の99ページをお願いいたします。議案第46号財産取得につきまして御説明申し上げます。

本案は、消防本部警備課が消防ポンプ自動車を購入取得するに当たりまして、去る4月27日に指名競争入札を実施いたしましたところ、記載の契約の相手方が5885万円で落札し、当該契約は地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する財産の取得であることから、同法第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○宇野真悟委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○殿本マリ子委員

先ほどと同じような内容ですが、財産取得した消防ポンプ自動車はどこに配置される予定でしょうか。

また、これについても配備される地域と車両の大きさについての釣合いについて勘案されているかを伺います。

○小亀公洋契約検査課長

御質問いただきました件につきまして、先ほどと同じで、消防本部から事前に聞いている情報の中から回答させていただきます。

まず、前段の配置場所の御質問に関してですが、消防ポンプ自動車につきましては、岸城分署に配置予定です。

次に、後段の御質問に関してですが、消防ポンプ自動車につきましては、岸城分署と春木分署は、管轄地域に狭隘道路が多いことから、配備する消防ポンプ自動車につきまして、他の車種に比べて最高高さが低く、ホイールベースの短い、小回りのきく小型車両を選択的に配備しております。

○殿本マリ子委員

先ほどよりも具体的な配置場所、岸城分署ですよね。車両選定基準の答弁であったと思います。現場第一によって、高規格救急自動車や消防ポンプが市民の安心に応え続けるようにつなげていただきたいと提言して、この質問を終わります。

○宇野真悟委員長

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第46号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

○殿本マリ子委員

休憩をお願いします。

○宇野真悟委員長

ただいま殿本委員より休憩を求めるとの申出がありましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは暫時休憩します。

○宇野真悟委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

まず、議案第35号、議案第42号、議案第43号、議案第45号及び議案第46号の以上5件について一括にて討論、採決します。次に、議案第34号及び議案第36号の2件について一括にて討論、採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

まず、議案第35号、議案第42号、議案第43号、議案第45号及び議案第46号の以上5件について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決します。

議案第35号、議案第42号、議案第43号、議案第45号及び議案第46号の以上5件について、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、議案第34号及び議案第36号の2件につきまして討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、直ちに採決いたします。

本各件につきましては、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本各件に反対とみなします。

議案第34号及び議案第36号の2件につきまして、原案を可とすることに賛成の委員の御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本各件は原案を

可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

○宇野真悟委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより所管事務調査についてお諮りします。

調査事項につきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税についてと町会、自治体へのデジタル化促進支援について、目的につきましては、所管事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため、方法につきましては、先進他都市への視察、期間につきましては、次期定例会までとすることに決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、特定事件、クラウドファンディング型ふるさと納税についてと町会、自治体へのデジタル化促進支援については、議会閉会中も継続して調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、閉会中の特定事件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で総務常任委員会を閉会します。

(以 上)